

今月の税務トピックス (繰越税額控除制度の創設)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

中小企業においては、未だその6割が欠損法人となっており、税制措置のインセンティブが必ずしも効かない構造となっています。しかし、わが国の雇用の7割は中小企業が担っており、広く国民の構造的・持続的な貨上げを果たしていくためには、こうした企業に貨上げの裾野を拡大していくことは極めて重要な課題とされています。

令和6年度税制改正では、所得拡大促進税制をより使いやすいものとしていくため、従来の貨上げ要件及び特別税額控除率を維持しつつ、赤字法人においても貨上げを促進するために新たに繰越税額控除制度が創設されました。

本稿では、創設された繰越税額控除制度の概要と実務上の留意点について解説します。

I 制度の概要

1 繰越税額控除制度

青色申告書を提出する法人の各事業年度(解散(合併による解散を除きます。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。)において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合において、その法人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、その事業年度の所得に対する調整前法人税額から、その繰越税額控除限度超過額に相当する金額が控除されます。

この場合において、その法人の事業年度における繰越税額控除限度超過額がその事業年度の所得に対する調整前法人税額の20%相当額(その事業年度において大企業向け貨上げ税制、中堅企業向け貨上げ税制及び中小企業向け所得拡大促進税制の規定により、その事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、その金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、20%相当額が限度とされます(措法42の12の5④)。

なお、所得税及び法人割の課税標準である法人税も同様とされます(措法10の5の4④、令和6年改正地法附則8⑩~⑫)。

2 繰越税額控除限度超過額の定義

上記1に掲げる「繰越税額控除限度超過額」とは、法人の適用年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度(その適用年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限ります。)における中小企業者等税額控除限度額のうち、控除をしてもな

お控除しきれない金額(既にその各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額)の合計額とされます(措法42の12の5⑤一二)。

なお、所得税も同様とされます(措法10の5の4⑤十一)。

3 適用除外

繰越税額控除制度の規定の適用を受けようとする法人のその適用を受けようとする事業年度に係る比較雇用者給与等支給額が零である場合には、雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合に該当しないものとされます(措令27の12の5⑫)。

なお、所得税も同様とされます(措令10の5の4二十四)。

II 適用関係

上記Iの改正は、令和6年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる控除しきれない金額について適用されます(令和6年改正法附則44)。

また、個人の繰越税額控除については、令和7年分以後において生ずる控除しきれない金額について適用されます(令和6年改正法附則26②)。

おわりに

繰越税額控除制度の適用に当たっては、その適用を受ける事業年度終了の時において中小企業者に該当している必要はありませんが、繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度終了の時においては中小企業者に該当していないければなりませんので留意して下さい(措通42の12の5-1の3)。

また、繰越税額控除限度超過額を有している法人が、その法人を被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人とされます。)とする合併等(合併、分割、現物出資又は現物分配とされます。)を行った場合には、合併等が適格合併等(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配とされます。)に該当するときであっても、繰越税額控除限度超過額を合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とされます。)に引き継ぐことは認められませんので留意して下さい(措通42の12の5-1の5)。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。